

青森県知事 木 村 守 男 殿

青森県公文書開示審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年2月25日付け青むつ第667号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

むつ小川原開発・エネルギー対策室の旅費に関する支出負担行為兼支出命令票、旅行命令簿及び復命書に係る部分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、復命書の場所の欄に記載された職名及び氏名を開示することが妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成 11 年 1 月 28 日、青森県情報公開条例（平成 7 年 10 月青森県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「むつ小川原開発・エネルギー対策室の職員の一定期間の出張に係る旅行命令簿、支出命令票、復命書等一切の公文書」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、支出負担行為兼支出命令票 4 件、旅行命令簿 5 件及び復命書 4 件を対象公文書として特定した上で、復命書 4 件（以下「本件公文書」という。）に記載された職名、氏名及び場所を条例第 10 条第 3 号に該当するとして非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 11 年 2 月 10 日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 11 年 2 月 15 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 場所については平成10年12月4日付異議申立書で別件の訴えをしており、同じ理由で納得できない。

(2) 「開示しないことができる場合」を規定した条例第10条のうち、第3号は個人情報について定めている。

この条項がプライバシー保護のため、基本的人権を尊重する観点から設けられたのは明白である。

これを本件処分では非開示とされた部分に照らしてみると、思想信条や所得等個人の財産や、ましてや身体的特徴、病歴、犯罪歴、家族関係等々の個人情報が記載してあるとは思われない。

実施機関は職名・氏名を個人情報ととらえているが、これは条例第10条第3号の規定に反し、妥当でない。

(3) 情報公開事務の手引は個人情報をプライバシー保護のための限定された情報ととらえている。それに対し、理由説明書は個人情報を極めて広くとらえ、あたかも個人情報 = 非開示と位置づけている。

(4) 公務員が公務で公職にある者と会談することがなぜプライバシーを保護すべき個人情報に有することになるのか、理解できない。

(5) 条例第10条第3号は私人としての個人の情報（プライバシー）に関する情報を非開示とすることができる規定である。公務員が公務の場合はこれに当たらないと解すべきである。

(6) 食糧費に係る開示請求では、飲食を伴う懇談の相手側出席者が開示されている現状に照らしても、実施機関が一部非開示とした処分は一貫性、合理性、整合性、妥当性を欠く。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- 1 条例第10条第3号は、「プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定しておらず、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと包括的に規定し、そのような情報は原則として非開示とする。」と定めているものである。
- 2 非開示とした情報は、県側と相手方との打合せ等に関するものであり、公開を前提としたものではない。したがって、条例第10条第3号のいずれのただし書きにもあたらないものである。
- 3 飲食を伴う懇談の相手側出席者を開示しているのは、平成8年度執行分から開示する旨の方針が公表されており、これにより、相手方は、氏名等が開示されることを前提に出席することになるので、氏名等が開示されることについては、了承の範囲にあると考えられることから、条例第10条第3号ただし書き口に該当するとして、開示されたものであり、今回の場合とは相違する。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、いわゆる県民の知る権利に資するべく、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにしたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

### 2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の職員の出張に係る復命書であり、当該出張の期間、用務及び用務の概要等が記載されている。また、用務の概要として、打ち合わせの日時、場所、出席者の職名及び氏名並びに内容等が記載されている。

### 3 条例第10条第3号の該当性について

(1) 条例第10条第3号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に

該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができると定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と包括的に規定し、そのような情報は原則として、非開示とするというものである。

(2) そこで、本件処分で非開示とされた情報が、同号本文に該当するかどうかについて検討する。

#### ア 場所の欄に記載された職名及び氏名について

(ア) 実施機関は、本件公文書の場所の欄について、当該場所の欄には職名及び氏名が記載されているので、開示することにより、他の情報と組み合わせることによって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第10条第3号（個人情報）に該当するとして非開示とした。

(イ) 一般的には、場所を示す情報に職名及び氏名が含まれている場合、当該職名及び氏名は個人に関する情報でもあるという二面性を有することはあり得るものである。

しかし、本件公文書の場所の欄の情報は、実施機関の職員と関係機関が打ち合わせを行った場所を示すものであり、あくまで当該場所を示しているだけにすぎないのであるから、場所を示す情報の一部に当該関係機関の職員の職名及び氏名が記載されていたとしても、当該職名及び氏名は個人に関する情報であるとはいえないものである。

#### イ 場所の欄以外に記載された職名及び氏名について

(ア) 異議申立人は、同号がプライバシー保護のため、基本的人権を尊重する観点から設けられたのは明白であり、これを本件処分で非開示とされた部分に照らしてみると、思想信条や所得等個人の財産や、ましてや身体的特徴、病歴、犯罪歴、家族関係等々の個人情報が記載してあるとは思われず、また、実施機関は職名・氏名を個人情報ととらえているが、これは同号の規定に反し、妥当でないと主張する。

また、異議申立人は、公務員が公務で公職にある者と会談することがなぜプライバシーを保護すべき個人情報を有することになるのか、理解できず、同号本文

は私人としての個人の情報（プライバシー）に関する情報を非開示とすることができる規定であり、公務員が公務の場合はこれに当たらないと解すべきであると主張する。

(イ) しかし、同号本文の趣旨は、上記の(1)のとおりであって、条例は、個人のプライバシーの権利の保護の要請に配慮してひとつの立法的解決を図っているものであり、同号本文に規定する個人とは、原則として当該個人が私人か公務員かによって区別されるものではなく、また、同号本文に該当する情報を思想信条や所得等個人の財産、身体的特徴、病歴、犯罪歴、家族関係等に限定するものではないので、異議申立人の主張には理由がない。

(ウ) 場所の欄以外に記載された氏名については、特定の個人が直接識別される情報であり、職名についても、本件公文書の開示されているその他の情報と組み合わせることによって、特定の個人が識別され得るものである。

ウ 以上から、場所の欄以外に記載された職名及び氏名は同号本文に該当する。

(3) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」又は「ハ 法令又は他の条例の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」に該当する場合は、開示すると定めているので、同号ただし書の該当性について検討する。

場所の欄以外に記載された職名及び氏名が同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

#### 4 条例第12条の該当性について

(1) 条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に第10条各号のいずれかに該当する情報・・・が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、当該情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない」と規定している。

(2) そこで、本件処分で非開示とされた部分には条例第10条第3号に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分があるので、本件公文書について、条例第12条の該当性を検討したところ、本件処分で非開示とされた部分の構成からして、当該

情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できると認められるので、当該情報が記録されている部分を除いて、本件公文書を開示しなければならないと判断する。

## 5 結論

以上のとおり、本件処分において非開示とされた情報のうち、場所の欄に記載された職名及び氏名については、条例第10条第3号に該当しないので、これらの情報を開示すべきであり、本件処分のうち、実施機関がこれらの情報を非開示とした部分は妥当でなく、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過等

- 1 当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。
- 2 この答申における条例の条文は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）附則第3項の規定に基づく改正前の条例の条文である。

別 記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日                       | 処 理 内 容              |
|-----------------------------|----------------------|
| 平成11年 2 月26日                | ・ 実施機関からの諮問を受理した。    |
| 平成11年 3 月 9 日               | ・ 実施機関からの理由説明書を受理した。 |
| 平成11年 3 月24日                | ・ 異議申立人からの意見書を受理した。  |
| 平成11年 4 月16日<br>( 第30回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年 5 月24日<br>( 第31回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年 6 月11日<br>( 第32回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年 7 月19日<br>( 第33回審査会 ) | ・ 異議申立人からの意見聴取を行った。  |
| 平成11年 8 月24日<br>( 第34回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年 9 月27日<br>( 第35回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年11月 9 日<br>( 第36回審査会 ) | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年11月25日<br>( 第37回審査会 )  | ・ 審査を行った。            |
| 平成11年12月16日<br>( 第38回審査会 )  | ・ 審査を行った。            |



(参考)

青森県公文書開示審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏名     | 役職名等           | 備考      |
|--------|----------------|---------|
| 石田 恒久  | 弁護士            | 会長      |
| 加藤 勝康  | 青森公立大学学長       | 会長職務代理者 |
| 千葉 多香子 | 私立千葉学園千葉幼稚園園長  |         |
| 中村 年春  | 青森大学社会学部教授     |         |
| 西村 恵美子 | 青森県読書団体連絡協議会会長 |         |